



e-Taxを利用される方へ

e-Taxとは
インターネットにより確定申告をするものです。税務署や町の申告会場に向く必要がなく、添付書類を省略できるなど、大変便利な申告方法です。

e-Taxで申告するには
e-Taxを利用して申告をするためには、電子署名が付いた住基カードが必要です。住基カードの発行には2〜3週間ほど日数を要しますので、お早めに手続きを行ってください。発行手数料などの詳しい内容は、問い合わせください。

問い合わせ
申告に関する問い合わせは：
町民税務課課税係
☎46-1372
住基カードに関する問い合わせは：
町民税務課戸籍住民係
☎46-1373

申告の準備はお早めに

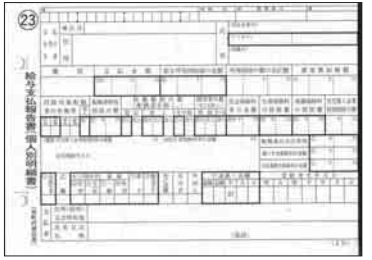
所得税と住民税の申告受付は、2月9日(水)から始まります。申告までに必要な書類の準備をしておきましょう。

- 申告の前に準備するもの**
- ・平成22年分給与所得の源泉徴収票
 - ・平成22年分公的年金等の源泉徴収票
 - ※必ず原本を用意してください。
 - ・**農漁業等の事業を営んでいる方は**
 - ・事業の収支が分かる書類
 - ・経費に計上するものの領収書
 - ・償却資産申告書の控え
 - ※償却資産の申告は1月中旬にお済ませください。
 - ・**所得控除に必要な書類**
 - ・生命保険料控除証明書
 - ・地震保険料控除証明書(旧長期損害保険料を含む)
 - ・国民年金保険料支払い証明書
 - ・健康保険組合保険料領収書
 - ・船員保険任意保険料領収書

※所得金額が20万円未満の方は、年間医療費が10万円を超えなくとも医療費控除の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

事業主の皆さんへ
給与支払報告書の提出をお忘れなく
従業員、アルバイト、事業の専従者などに対して給与等を支払っている方は、給与等を受け取った方が平成23年1月1日現在に居住している市区町村長あてに、給与支払報告書を提出しなくてはなりません。提出期限は1月31日(月)となっておりますので、必ず提出してください。

給与支払報告書は、市区町村長あてに提出し、源泉徴収票は、従業員等へ渡してください



給与支払報告書は、市区町村長あてに提出し、源泉徴収票は、従業員等へ渡してください

おむつ使用確認書の交付

所得税及び住民税の申告でおむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書(有料)」が必要ですが、次の要件に該当する方は、町が発行する「おむつ使用確認書(無料)」を提出することにより控除を受けることができます。

対象者
次の①から③の要件を全て満たす方

- ①介護保険の要介護認定を受けている方
- ②介護保険主治医意見書に所定の記載がある方
- ③昨年もおむつ代の医療費控除を受けている方

※要介護認定を受けていない方、要介護認定を受けていても、初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

申請方法
志津川保健センター及び歌津総合支所の窓口へ備え付け

気仙沼税務署からのお知らせ

○還付申告について
平成22年分所得税の確定申告は、2月16日(水)から受付が始まりますが、還付申告については1月から申告をすることができます。ご自分で記入して郵送するか、便利なe-Taxで申告願います。

なお、申告指導を希望する方のために、税務署では1月25日(火)から税務署1階に申告書作成会場を設置する予定です。

年金所得者のためのe-Tax体験会

e-Taxを体験しながら簡単に確定申告が済ませられますので、どうぞお気軽にご参加ください。

◇日時 1月25日(火)～2月10日(木)
午前9時30分～午後3時30分
※土日祝日はお休みです。

◇場所 気仙沼税務署1階

◇お持ちいただくもの

- ・平成21年分確定申告書の控え(お持ちの方)または「確定申告のお知らせ」のはがき
- ・平成22年分公的年金等の源泉徴収票
- ・年金以外の収入がある方は、その金額が分かる書類(給与の源泉徴収票など)
- ・国民健康保険税などの支払い額を証明する書類
- ・生命保険、地震保険その他所得控除の計算に必要な書類
- ・還付金を振り込むための本人の通帳口座番号(税務署からの電話でATM操作の指示をしたりすることは絶対ありません。還付金を装った詐欺にご注意ください。)

※この体験会でe-Taxの申告をするときは、電子署名の必要がありませんので、住基カード等をお持ちでない方も参加することができます。

問い合わせ 気仙沼税務署個人課税部門 ☎22-6780

問い合わせ
保健福祉課高齢者福祉係
☎46-5113

載内容確認申出書」に必要事項を記入し、保健福祉課(志津川保健センター内)または歌津総合支所町民福祉課に提出してください。

費用 無料

交付方法 申請書を受理後、関係書類を確認のうえ後日郵送します。



1月の移動町長室は、1月20日(木)です!

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。

執務時間は、午前9時～午後3時までです。

◇問い合わせ
歌津総合支所地域生活課 ☎36-3921